平成２７年（フ）第１３８号
大津市瀬田２丁目５番23号
債務者　北井　房枝
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０号
滋賀県長浜市本庄町421番地
債務者　武田　優美
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第２７号
滋賀県長浜市木之本町田部814番地１
債務者　一居　光枝
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第２８８号
広島市安佐南区相田６丁目５番13―５―101号
債務者　堀本　忠教
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３０１号
広島市東区尾長西１丁目３番１―302号
債務者　福留　信平
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３０２号
広島市南区翠４丁目16番24―407号
債務者　二野川昌和
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３０５号
広島市南区仁保新町１丁目８番40―202号Ａ
債務者　足立　勝也
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４１号
愛媛県四国中央市三島宮川３丁目７番29号
ラ　ルーチェＡ202号
債務者　石川　博文
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第１１号
高知県室戸市羽根町乙3229番地イ
債務者　小松　良彦
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２７年（フ）第１２号
高知県安芸市宝永町464番地３　雇用促進住宅２号Ａ402
債務者　松本　優子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２７年（フ）第１０１号
宮崎市恒久６丁目１番地６　高木アパート201号、前住所宮崎市大字本郷北方2984番地７
債務者　矢野由美子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１０３号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江8412番地
債務者　橋本　直子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第９４号
鹿児島県鹿児島市牟礼岡２丁目１番12号
債務者　野口　里奈
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１０５号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯４丁目42番56―31号
債務者　松本　智美
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１１４号
鹿児島県鹿児島市東谷山２丁目17番11号
コーポイースト102号
債務者　**德**　　尚美
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１１８号
鹿児島県鹿児島市上之園町15番地10　大和屋ビル302号
債務者　沼　　優子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第６５号
秋田市楢山愛宕下２番16号
債務者　長谷川延弘
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部